

パートナーシップ・ファミリーシップ届出の流れ



パートナーシップ・ファミリーシップ 届出受領証明カード

パートナーシップ・ファミリーシップの届出が受領されたことを証明する携帯用カードです(法律上の効力が生じるものではありません)。受領証明カードを持っていることで利用できる民間事業者等サービスがあります。詳細については、個別に民間事業者等にお問合せをお願いします。

朝霞市パートナーシップ・ファミリーシップ届出受領証明カード			
朝霞市パートナーシップ・ファミリーシップの届出に関する要綱に基づき、			
年 月 日に届出を受領したことを証明します。			
交付番号	年 月 日	朝霞市長	印
届出者(本人)	年 月 日生	届出者(パートナー)	年 月 日生
ファミリーシップ対象者			
年 月 日生	年 月 日生	年 月 日生	年 月 日生

この証明カードは、法律上の効果を生じるものではありませんが、人生のパートナーや家族として協力して暮らしていくと市に届出されたことを証明するものです。	
受領証明カードの提示を受けた方は、この趣旨を十分にご理解くださいますようお願いいたします。	
この制度を利用する方の性のあり方(性的指向、性的指向等)やこの制度を利用していることについて、本人の同意なく他者に漏らすことはしないでください。	
※備考(市区町村名)届出日等	年 月 日
戸籍上の氏名(※通称使用の場合)	
届出者(本人)	届出者(パートナー)

届出受領証明書も
お渡しします！



©むさしのフロントあさか

～ 市民・事業者の皆様へのお願い ～

本制度は、法律上の権利・義務を生じさせるものではありませんが、だれもが人生のパートナーや大切な人と暮らし、自分らしく活躍することを応援するものです。

事業所や医療関係の皆様におかれましては、従業員、顧客及び患者等への対応において、届出者が配偶者や親族と同様の取扱いを受けられるよう、可能な範囲でご協力をくださるようお願いいたします。

また、この制度を利用する方の性のあり方(性的指向や性自認など)や制度を利用していることについて、本人の同意なく決して口外しないようお願いいたします。

本制度の主旨にご理解の上、ご配慮・ご協力をお願いいたします。



問合せ先 / 朝霞市女性センター ※毎週月曜日及び12月29日から1月3日まで休所

☎048-463-2697

✉soreiyu@city.asaka.lg.jp

朝霞市人権庶務課 ※月曜日のみ(祝日及び12月29日から1月3日までを除く)

☎048-463-1738

✉zinken_syomu@city.asaka.lg.jp